

平成24年6月27日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 様

大阪ガスセキュリティサービス株式会社

代表取締役 池 尻 和 生



ご回答

貴法人におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、弊社業務にご理解を賜り、ありがとうございます。

さて、貴法人より、平成24年6月18日付にていただきました「消費者契約法第41条第1項に基づく請求書」に関し、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1. 弊社より、貴法人にお送りいたしました、平成24年4月17日付「ご回答」（以下「回答書」といいます。）のとおり、弊社の提供するホームセキュリティ「アイルス」（以下「本サービス」といいます。）のご利用規程（以下「本サービス規程」といいます。）第24条は、弊社が本サービスを提供するために設置が必要となる機器の調達や設置工事等、本サービスの提供開始時に弊社がご利用者様に提供した役務の対価に相当する額の範囲内の金額を、本サービスを中途解約されたご利用者様にご負担いただくことを規定したものです。

したがって、本サービスにつき弊社とご利用者様との間に締結された契約（以下「本サービス提供契約」といいます。）に、本サービス規程第24条の内容が含まれていたとしても、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号、以下「特定商取引法」といいます。）第10条1項3号に抵触するものではないと理解しております。

2. しかしながら、回答書にも記載のとおり、弊社では、本サービス規程の内容を、よりご利用者様のご理解をいただきやすいものとするべく、検討してまいりました。

その結果、弊社では、平成24年7月1日以降、ご利用者様との間で、特定商取引法の適用対象となる形態により本サービス提供契約を締結する場合、従来の本サービス規程から第24条の内容を削除した契約を締結することといたしました。

なお、これにより、仮に、本年7月1日以降に本サービス提供契約を締結されたご利用者様が、同契約を中途解約された場合、弊社は、本サービスの開始時にご利用者様に提供した役務の対価を回収できないこととなりますが、この点につきましては、弊社では、さらなるコストダウンを図る一方で、本サービスの初期費用や月額サービス料金の見直し等により対処することを検討してまいります。

3. 弊社といたしましては、上記の対応により、結果として、貴法人より頂戴したご請求にも応えることとなり、貴法人のご懸念は解消されるものと考えております。

貴法人におかれましては、今後とも、弊社にご指導、ご鞭撻を賜りますよう、宜しく
お願い申し上げます。

以 上

